

1 計画策定の総論

計画策定の趣旨と背景

- ・ 少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化により、介護・障害・生活困窮・ひきこもりなど、地域住民が抱える課題の複雑化・複合化
- ・ 福祉ニーズの多様化に対し、住民、関係団体、行政などが協力し、住民一人ひとりが支え合うことが重要
- ・ 国は、高齢者や障害者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」を提唱し、平成29年の社会福祉法改正により、本計画を「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画に位置付け、策定が努力義務となる
- ・ 令和3年4月「地域共生社会の実現のために社会福祉法等の一部を改正する法律」施行予定

地域福祉と「自助、互助、共助・公助」の考え方

★地域福祉とは、「高齢者福祉」・「障害者福祉」・「児童福祉」など様々な福祉を「地域」のなかで、行政だけでなく、町民も福祉の担い手として、地域での助け合いをしながら地域全体の福祉の向上を図る取り組みのこと



自助

町民一人ひとりができること



互助

隣近所・地域でできること



共助※・公助

行政が取り組むこと

・「自助」は町民一人ひとりができること、「互助」は隣近所・地域でできること、「共助・公助」は行政が取り組むこと

(※「共助」は制度化された相互扶助(医療、年金、介護保険、社会保険制度))

計画の位置づけと計画の期間

「地域福祉計画」

社会福祉法第107条に基づき、市町村が行政計画として策定(基本理念)

「地域福祉活動計画」

社会福祉法第109条に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定(具体的な取り組み)本町は「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的策定

→相互に連携し、地域福祉を進展させるそれが第3期那珂川町地域福祉推進プランです

計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

2 那珂川町の現状

人口の推移

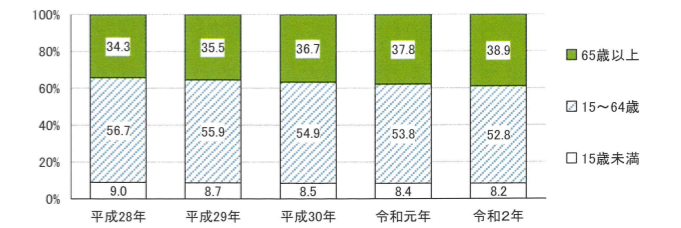
R2年10月1日現在 15,736人 → H28年10月1日 17,298人

4年間で人口の約1割減少

人口構成の推移

年少人口、生産年齢人口がともに減少する一方、高齢者人口は増え続け、今後も少子高齢化が進むものと予測されます。

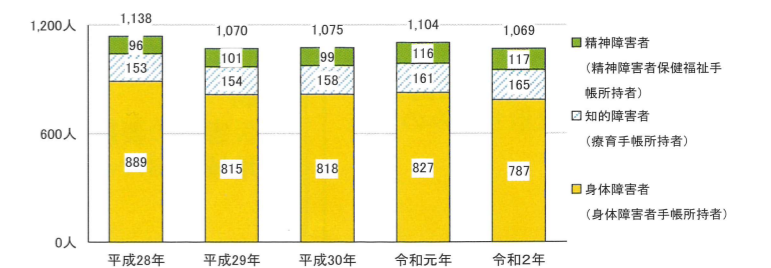
■年齢3区分人口構成比の推移



障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者を基準として、本町の障害者数をみると、ほぼ横ばいで推移し、障害別でみると、知的障害者、精神障害者は増加傾向で推移しています。

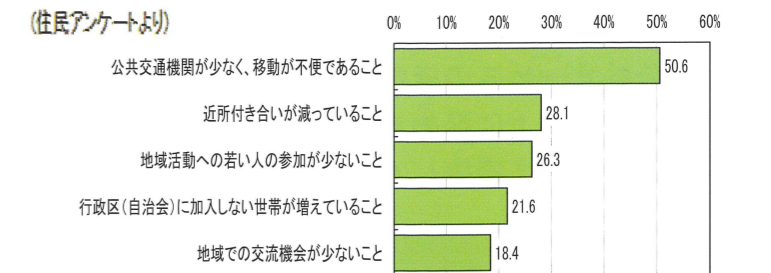
■障害者手帳所持者の推移



地域の問題点

住んでいる地域の問題点では、移動が不便であることや、近所付き合いや地域での交流機会が少ないことであり、地域での人間関係の希薄さが問題視されている。

■地域での問題点・不足していると思うもの(住民アンケートより)



アンケート調査概要

■調査対象・調査方法・実施時期

調査対象	調査方法	実施時期
満16歳以上の町民	郵送	令和2年3月

■配布・回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
1,600件	619件	38.7%

◆アンケート調査のまとめ

- ・ 地域への愛着の形成と交流の推進
- ・ 思いやりの心で支え合う地域づくり
- ・ 安心して暮らせるまちづくり



※裏面につづく

第3期那珂川町地域福祉推進プラン 概要版
 —那珂川町地域福祉計画・那珂川町地域福祉活動計画—

3 基本理念と基本目標

「町民一人ひとりが住みなれた地域で安全・安心に暮らせる」ようにするために

基本理念 元気で明るく暮らせるまちをつくる

基本目標1 みんなの支え合いで安心して地域で暮らせる計画

住民同士が助け合う「互助」が積極的に展開されるよう、地域活動への参加を働きかけていきます。その中でも多くの皆さんが期待している「見守り活動」や「災害時等の緊急時の助け合い」に関する仕組みづくりを推進します。

交通手段の確保

- (1) 公共交通の維持と利用促進
- ① 外出時の移動手段の確保と情報の提供
- (2) 新たな移動支援の検討
- ① 外出支援の新たな取り組みの実施

防災対策の推進

- (1) 災害への意識の向上
- ① 自主防災組織育成
- (2) 災害時の情報提供と連携体制
- ① 災害時の要援護者支援
- ② 地域における防災体制の充実

見守り活動の推進

- (1) 見守り活動の担い手や組織の支援
- ① サロン事業等(集いの場)の実施
- ② 「ちょっくら見守り」ボランティアの実施
- (2) 地域の事業所との連携
- ① 事業所等の連携による見守り

基本目標2 支援につなげる計画

公共サービスのほか民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。また、身近な地域での相談体制を充実し、専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

包括的な支援体制の充実

- (1) 総合的な相談支援体制の整備
- ① 重層的支援体制整備事業の実施に向けた取り組み
- ② 相談窓口の周知
- (2) 地域における身近な相談支援体制の充実
- ① 地域の福祉課題を発見する体制の強化
- (3) 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化
- ① 生活困窮者の相談、支援体制の強化
- ② 権利擁護の推進
- ③ 虐待等の早期発見・早期対応

保健・福祉サービスの充実

- (1) 情報提供の充実
- ① 町民に分かりやすい情報提供
- ② 制度等の周知促進
- (2) 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実
- ① 各種福祉サービスの提供
- ② 福祉ニーズの把握
- (3) 福祉サービスの維持と人材の確保
- ① 人材の発掘・就労支援
- ② 介護のノウハウなどの向上支援

多職種による連携体制

- (1) 民生委員児童委員活動の支援
- ① 民生委員児童委員の支援
- (2) 福祉・医療・教育など多様な分野との連携
- ① 多職種連携ネットワークの充実
- ② 多職種連携研修・会議の充実

基本目標3 交流を大切にする計画

身近な地域における「あいさつ」や「交流」の促進を図るとともに、住民同士がつながる機会である行政区・自治会などの活動や地域行事の活性化を図ります。また、健康づくりや介護予防の取り組みは高齢者の重要な交流機会となっていることから、活動の推進に努めます。

地域コミュニティの活発化

- (1) 近所のつながりと交流の場づくり
- ① 認定こども園、小・中学校、高等学校と町民の交流促進
- ② 地域活動と交流の拠点づくりの推進
- (2) 地域活動組織等の支援
- ① 地域活動組織の支援と加入の促進

健康づくり・生きがいづくりの推進

- (1) サロン・教室の活動の場づくり
- ① 健康づくりの教室・イベントの充実
- ② サロン開催に向けた相談、立ち上げ支援
- ③ つどいの場の充実
- ④ シルバー人材センターなどの活動支援
- (2) サロン・健康づくり教室の担い手の育成
- ① サロン・健康づくり教室の担い手の育成

基本目標4 次世代を育む計画

町民が自らの住む地域に愛着を持ち、福祉活動が展開され、それが継続されるよう地域福祉の担い手の育成を図ります。また、自主的な課題解決のため、活動の中心となるボランティアや活動団体などの育成と活動の支援を推進します。

地域への愛着と福祉に対する意識の向上

- (1) 地域への関心と愛着の向上
- ① 分かりやすい情報提供の推進
- ② 福祉イベント等の開催
- (2) 地域の魅力の発見とPR
- ① 自然や歴史を活かした地域への愛着を育む事業の展開
- (3) 福祉意識の向上
- ① 福祉を学ぶ機会づくりの推進
- ② 福祉体験学習の実施
- ③ 地域課題の解決方策の検討

子どもがすくすく育つまちづくり

- (1) 子育て情報の発信
- ① 子育て支援に関する分かりやすい情報提供
- (2) 安全に遊べる場の確保
- ① 安全に遊べる場の確保
- (3) 子育て世代が交流できる場づくり
- ① 子育て支援センター事業
- ② 多世代交流機会の提供

地域福祉の担い手の育成・支援

- (1) ボランティアの人材やリーダーの育成
- ① 地域活動やボランティア活動への参加・参画促進
- ② 有償活動の展開促進
- (2) ボランティアセンターの機能の強化
- ① ボランティアセンターの強化
- ② ボランティア登録者の拡充
- (3) ボランティア活動の活性化
- ① 情報発信・提供の充実
- ② ボランティア団体等の活動の支援